

ちばやあかさか

人の動き

世帯数および人口	(昭和47年10月1日現在)
世帯数	1,113戸
人口	5,131人
男	2,469人
女	2,662人

発行所 千早赤阪村役場

TEL (07217) 代 ②0081

印刷 富田林市 東野印刷所



暑さ寒さも彼岸まで：九月も終り、いよいよよい秋風の季節となり、村内の学校では運動会も始まりました。「明日の世代の担い手」のために、暖く見守ってやりましょう。

交通規制についてのお知らせ

年間一〇〇万を超える交通事故の犠牲者、また毎日のように混雑する大都市の交通：など最近の交通事情は大変な状態にあります。

このような交通事情の激しい変化にマッチさせ、交通事故の防止と交通の安全を円滑に図り安全で安心して生活できる町や村づくりのためにスクールゾーンが設定されます。特に子どもと老人を中心に地域住民の皆さんが安全に、そして安心して過ごせるように小学校の周辺五〇〇米の範囲を指定し、通学・通園をはじめる歩行の安全のための交通規制・交通安全施設の対策を強化されます。

まず九月二十二日から実施される千早赤阪村内における交通規制は次の通りです。

大型車両通行禁止 (時間規制)

午前七時三十分から
同八時三十分まで
午後〇時三十分から
同二時三十分まで
区間は水分駒ヶ谷柏原線
で河南町寺田交差点から水分の牛滝橋まで
国道三〇九号線で森屋の西楽寺前三叉路から水分の牛滝橋まで

速度制限(全車両)

三〇キロ 終日
府道水分駒ヶ谷柏原線で河南町寺田交差点から水分

の牛滝橋まで
更に十一月一日より実施予定の交通規制は次の通りです。

速度制限(全車両)

三〇キロ 終日
国道三〇九号線で森屋の西楽寺前三叉路から水分の牛滝橋まで

右側のみ出し

(追越) 禁止
区間は右と同じ二路線です

青少年の健全育成のために!!

「愛の一声」運動について

いつの時代でもいづれの国でも青少年は次の世代を担う国民として、多大の期待がよせられています。とりわけ変動の激しい今日また今後の社会状態の中で特にその創造的エネルギーの源泉となる青少年に対する期待は益々大であります。国家社会の次代を託され民族の生命力を継承するにふさわしい青少年に健全成長するためには、まず青少年自身限らない可能性に向けて挑戦し自己啓発向上につとめてもらわねばなりません。大人たちもその育成に力を注ぎ、彼等が発達を遂げるに必要な条件を整備してやらねばなりませんし又、その努力に対して助言

一方通行

森屋菊水橋前交差点：甲取橋：赤阪大橋への南行き一方通行で実施日は十月中旬の予定です。

子供とおとしより

まづ除行 あそこ
子供は安全は
ドライバーの手で
スクールゾーンでは
まず除行
しない させない 路上駐車

千早赤阪村

青少年問題協議会

議会の動き

昭和四十七年第三回村議
会定例会

昭和四十七年第三回千早
赤阪村議会定例会は、去る

九月十四日午前九時三十分
役場会議室に招集、同定例
会において可決承認されま
したことは次のとおりです

◎議案第三十四号

一般職の職員の給与に関
する条例の一部を改正する
条例を制定することについ
て。

◎議案第三十五号

特別職の職員の給与に関
する条例の一部を改正する
条例を制定することについ
て。

◎議案第三十六号

千早赤阪村報酬及び費用弁
償条例の一部を改正する条
例を制定することについて

◎議案第三十七号

千早赤阪村社会教育委員
の条例を制定することにつ
いて。

◎議案第三十八号

昭和四十七年度千早赤阪
村一般会計補正予算につい
て。

◎議案第三十九号

昭和四十七年度国保特別
会計補正予算について。

◎議案第四十号

昭和四十七年度普通家道
事業特別会計補正予算につ
いて。

◎議案第四十一号

昭和四十七年度千早赤阪
村水道事業会計補正予算に
ついて。

◎議案第四十二号

南河内清掃施設組合への
加入について。

胃集団検診実施

申し込みについて

ガンのために死亡する人
が、近年増加しています。

しかも、その大部分は胃ガ
ンで四十才から五十才の働
き盛りの人に一番多いので
す。しかしガンは、不治の
病ではありません。

村では下記のとおり胃ガ
ン検診を実施致しますので
気軽に毎年一回は、この検
診を受けて早期発見、早期

治療に努め、安心して明る
い毎を送りましょう。

△実施期日と場所

昭和四十七年十一月月上旬
受診日及び場所は後日個人
宛に通知します。

△受診料

四〇〇円本来な
らば八〇〇円ですが、村が
四〇〇円補助受診時に納付
△申込方法

役場衛生係まで

あなたの老後は安心ですか

一 国民年金一

若いうちは、老後のこと
など考えたくないものです
しかし、誰でも年とはとりま
し、老後になって子供と
別居すればお金が入用とし
よう。また、同居するとし
ても、自分の年金がもらえ
たら生活も豊かになり、生
きがいのある老後を送るこ
とができます。

国民年金は、国が行なう
年金のひとつで、厚生年金
や共済組合などに加入され
ていない方に、老後の生活
と万一の事故による身体障
害あるいは働き手の死亡な
どの場合に、安心して生活
していただくために年金を
支給する制度です。

年金をもらえるよ
うになったらすぐ
請求してください

国民年金に加入したが、
実際に年金をもらわれるの
は、年をとってからだと考
えているのではありません
か。

確かに国民年金の中心で
ある老齢年金をもらえるの
は65才からとなっています
しかし、老齢年金をもらう
までに、万一の事故とか病
気で障害者になったり、家
計の中心であった夫を亡く
して母子家庭になった場合

に、その時からもらえる年
金があります。

老齢年金・通算老齢年金

一定期間（年齢に応じて
10年から25年以上）保険料
を納めて65才になったとき
通算老齢年金の場合は国民
年金と他の年金（厚生年
金など）加入期間をあわせ
て25年（年齢に応じて10年
から24年に短縮）以上ある
とき。

明治39年4月2日（明治
44年4月1日生まれの方で
国民年金に加入した方の老
齢年金（保険料納付期間は
10年）は現在支給が始まっ
ています。65才になったら
請求の手続きをしてくださ
い。

障害年金

日常生活が十分にできな
い程度の障害者になったと
き。

母子年金

家計の中心であった夫を
亡くした妻が、18才未満の
子（障害児は20才未満）を
養っているとき。

準母子年金

家計の中心であった男子
を亡くした祖母・姉が18才
未満の孫・弟妹（障害児は20
才未満）を養っているとき
遺児年金

両親が亡くなって孤児に
なった子供が、18才未満（
障害児は20才未満）である
とき。

寡婦年金

老齢年金をもらう資格の
あった夫が年金をもらわな
いうちに亡くなったとき、
妻に60才（65才になるまで
死亡一時金

3年以上保険料を納めて

いた方が、どの年金ももら
わないうちに亡くなったとき遺
族に。

請求の手続きをするときは
国民年金手帳と印鑑を持
参してください。

◆年金はご希望の金融機関

で支払います。郵便
局・銀行・信用金庫の名
称（支店名まで）と口座
番号を申出てください。

もちろん、保険料の納め忘
れがあったりしては、事故
があっても、年金がもらえ
ません。保険料をきちんと
納めている方で、「自分は
こんな年金がもらえるの
では？」と思われたらすぐ国
民年金係へお越しください
年金の請求を忘れて5年間
放っておくと、時効になっ
て年金がもらえなくなりま
すからご注意ください

福祉年金の請求も
れはありませんか

つぎの方は、福祉年金を
もらう資格がありますから
忘れずに請求の手続きをし
てください。請求をせずに
5年以上放っておくと、時
効になって年金がもらえな
くなる場合があります。

老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に
生まれた方が70才になった
とき。（日常生活が十分に
できない程度の障害がある
方は65才になったとき）

障害福祉年金

20才になる前の病気やケ
ガがもとで、日常生活の用
をたすことができない程度
の重い障害がある方が、20
才になったとき。

このほか、母子家庭など
を対象にした母子福祉年金
準母子福祉年金があります
福祉年金は多額の所得があ
ったり、また公的年金（厚
生年金と大尉以上の公務扶
助料）をもらっている場合
は停止されますが、この所
得制限は毎年ゆるめられて
います。お問い合わせは国
民年金係へ。



共同募金

農業者年金に 加入しましょう

農業者年金は農業者が安心して農業経営を後つぎに譲って、楽しい老後を過ごすことができるようにとの目的で作られた制度です。

しかし、本村では昭和四十六年一月一日現在の加入予定者二一四人の内、一〇五人(四九%)と、まづまじの加入率であります。もうすでにご承知のことと思いますが、農業者年金は国民年金に加入している昭和四十六年一月一日現在満五十五才未満で、五〇アール以上の農業経営主は、必ず加入することになっていきます。また三〇アール以上、五〇アール未満の農業経営主や、五〇アール以上の農業経営主の指定した後継者は任意加入できます。なお、ここで注意しなければならぬのは、大正七年三月三十一日以前に生まれた人については、余裕期間が短いので、本年度中に加入しないと農業者年金加入資格を失うことになりすなわち、六十才に達する日の属する月の前月まで

の期間の五年間以上の保険料を納めなければ、年金がもらえない規則になっています。また、保険料は二年以上さかのぼって納めることができませぬ。以上のとおり、昭和四十六年一月一日現在加入資格のある人(生年月日が正

五年一月二日以降)また、昭和四十六年一月一日以降加入資格のできた人(昭和四十七年八月一日現在で二十才以上)は、一日も早く手続きを行なってください。加入手続きは、千早農協・赤阪農協で行なっています。

国民健康保険

被保険者のみなさんへ

昭和四十七年度の国民健康保険料が決まりました。算出方法は、四方式により計算し、その合計額から仮算定分を差引きその残額が十月分以降の保険料となります。なお、料率は次のとおりです。

- ①所得割(基準総所得金額) 百分の一・七
- ②資産割(固定資産税額: 土地・家屋) 百分の七・二
- ③均等割(被保険者一人当たり) 二二三五円
- ④平等割(一世帯当り) 四〇二四円

被保険者証が 変わります

国民健康保険被保険者証が次のとおり変わりますのでご注意ください。
更新期日: 昭和四十七年十一月一日

更新実施期日: 昭和四十七年十月二十五日から三十一日まで

●現在ご使用の被保険者証は十月三十一日限り無効となります。十一月一日より新被保険者証に変わりますので、おまわちがいのないようお願いいたします。

●なお、継続で治療を受けておられる方でも被保険者証の更新が済みましたら必ず、新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

異動の届出は 十四日以内に

世帯主の方は、世帯内で次のような異動等があった場合は、必ず十四日以内に役場国民保係に届出をしてください。

日程表

月	10月	11月	12月	1月
日	2日	10日	11日	10日
相談員	道城 東条	山中 大橋	内田 豊田	藤中 加田
日	11日	20日	20日	22日
相談員	藤中 加田	東条 尾崎	道城 植田	矢尾 倉倉
日	20日	30日		30日
相談員	矢尾 倉倉	奥田 本松		新田 彼塚
日	30日			
相談員	新田 彼塚			

お知らせ

心配ごと相談日

10月から1月までの心配ごと相談日程は、つぎのとおりです。どんな相談でもお受けいたしますのでお気軽にお越しください。

時間 午後1時~3時
場所 庁舎別館
(診療所二階)

- 入る場合
- (1) 転入のとき
 - (2) 社会保険をやめたとき
 - (3) 子どもが生まれのとき
 - (4) 生活保護が廃止されたとき
- やめる場合
- (1) 転出のとき
 - (2) 社会保険に加入されたとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 生活保護が開始されたとき
- (2) 氏名および世帯主の変更



のときなど
すべての届出には印かん
と被保険者証と、徴収袋を
ご持参ください。

保険料納付について ご協力お願い

国民健康保険は、日常生活においてさけることのできない疾病や、負傷の事故から皆さんの健康と明るい生活を守るために、必要な保険給付や保健活動を行なっています。

昭和四十七年一月一日より七十才以上の老人の医療費無料化制度が実施され、お年寄りには病院などでの窓口負担がなくなり、より一層気がるに医療機関が利用できるようになりました。その反面、年々ふえ続ける医療費に加えて、老人医療費無料化による医療費も急速に増加しています。

医療費がふえ、それに見合う保険料の引上げという方法で被保険者である皆さんが負担されることになります。



しかし、皆さんの保険料のほかに、国および府から保険料より多額の補助金の交付を受けています。おたがい医療費に関心をもち、ムダ使いのないよう相扶共済の気持をもって保険料の納入に、ご協力ください。よろしくお願いいたします。

